

(別紙 1)

家畜生産能力等向上強化推進の事業細目及び具体的な手続き等について

実施要領第 2 の 1 の畜産局長が別に定める各事業の細目及び具体的な手続き等は、次のとおりとする。

第 1 事業の内容

1 乳用牛

遺伝子解析情報を活用した改良手法を活用した、長命連産に優れた乳用牛の作出の取組及び特色ある優良遺伝資源の活用のための取組に対して支援する。

なお、事業細目については、別紙 1－1 に定めるとおりとする。

2 肉用牛

遺伝子解析情報を活用した新たな評価手法による近交係数の上昇抑制に配慮した生産体制の確立、多様なニーズに応じた種雄牛の活用促進、産肉能力以外の形質を含めたデータ収集・活用、肉用牛の出荷時期早期化等の取組に対して支援する。

なお、事業細目については、別紙 1－2 に定めるとおりとする。

3 豚

肉質面や繁殖能力に関する新たに実用化された遺伝子解析情報を活用した改良の取組及び産肉能力に関するデータ収集体制の構築のための取組に対して支援する。

なお、事業細目については、別紙 1－3 に定めるとおりとする。

4 鶏

地鶏等の近交係数の上昇抑制と遺伝資源の再生を可能とする始原生殖細胞（PGCs）の凍結保存等技術の導入と、その技術の全国的な普及のための取組に対して支援する。

なお、事業細目については、別紙 1－4 に定めるとおりとする。

第 2 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、要綱別表 1 の事業実施主体欄に掲げるとおりとする。

第 3 事業実施の手続

1 実施要領第 3 の 1 の事業実施計画の様式は下表のとおりとする。

事業の種類	別添様式		提出先
	共通	事業別	
1 乳用牛	別紙 1 様式 第 1 号	別添 1－①	畜産局長
(1) 遺伝子解析情報を活用した長命連産の乳用牛の改良推進		別添 1－②	畜産局長
(2) 多様な育種素材の評価活用対策			
2 肉用牛			

(1) 地域固有系統の再構築等支援対策		別添 1－③	畜産局長
(2) 多様な種雄牛の活用促進対策			
① 希少系統種雄牛産子肥育奨励金		別添 1－④	地方農政局長
(3) 多様な改良情報の収集・分析及び肉用牛の出荷時期早期化等対策			
① 産肉情報基盤の強化・活用		別添 1－⑤	畜産局長
② 新たな改良形質の検討・評価		別添 1－⑥	畜産局長
③ 肉用牛の出荷時期早期化対策		別添 1－⑦	畜産局長
3 豚			
(1) 遺伝子検査等の推進		別添 1－⑧	畜産局長
(2) 産肉能力の改良推進		別添 1－⑨	畜産局長
4 鶏			
(1) 始原生殖細胞（PGCs）の凍結保存等技術の習得及び普及		別添 1－⑩	畜産局長
(2) 始原生殖細胞（PGCs）を導入及び推進する取組		別添 1－⑪	畜産局長（全国組織）又は地方農政局長（地方組織）

2 本事業については、事業実施計画書に記載された事業実施期間に行われる取組について補助の対象とする。

第4 事業達成状況の報告

実施要領第4の事業達成状況の報告（別記様式1号）に添付する様式は、別紙1様式第1号に添付する様式に準じて作成し、事業実施年度の翌年度の4月末までに、第3の1の表の提出先に提出するものとする。なお、総括表等は、計画と実績が比較できるよう、2段書きにする（上段に計画を括弧書きし、下段に実績を記入する）こととする。

第5 事業の評価等

- 1 事業実施計画における目標年度及び成果目標は、第3の1の事業実施計画に添付する様式において、取組の効果を定量的に評価できる客観的な指標を設定するものとする。
- 2 実施要領第5の事業評価報告書（別記様式2号）に添付する様式は下表のとおりとし、事業ごとに、別紙1－1から4までに定める期日までに、第3の1の表の提出先に提出するものとする。

事業の種類	添付する様式	
	共通	事業別
1 乳用牛 (1) 遺伝子解析情報を活用した長命連産の乳用牛の改良推進	別紙1様式 第2号	－

(2) 多様な育種素材の評価活用対策		別添2-①
2 肉用牛		
(1) 地域固有系統の再構築等支援対策		—
(2) 多様な種雄牛の活用促進対策		
① 希少系統種雄牛産子肥育奨励金		別添2-②
(3) 多様な改良情報の収集・分析及び肉用牛の出荷時期早期化等対策		
① 産肉情報基盤の強化・活用		—
② 新たな改良形質の検討・評価		別添2-③
③ 肉用牛の出荷時期早期化対策		別添2-④
3 豚		
(1) 遺伝子検査等の推進		—
(2) 産肉能力の改良推進		別添2-⑤
4 鶏		
(1) 始原生殖細胞（PGCs）の凍結保存等技術の習得及び普及		—
(2) 始原生殖細胞（PGCs）の凍結保存等技術を導入及び推進する取組		—

第6 助成

実施要領第6の事業ごとの助成対象となる経費は、別紙1-別表に記載するとおりとする。

第7 不正行為に対する措置

畜産局長及び地方農政局長は、事業実施主体が本事業の実施に関連して不正を行い、又はその疑いがあると認めた場合には、事業実施主体に対し、当該不正またはその疑いのある行為に関する事実関係及び発生原因の究明並びに再発防止のための是正措置等の適切な措置を講じるよう求めるものとする。

第8 その他

- 1 畜産局長及び地方農政局長は、この要領に定めるもののほか、本事業の実施について、事業実施主体に対し、必要に応じ調査を行い、又は報告を求めることができるものとする。
- 2 この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、必要に応じて農林水産省畜産局畜産振興課長が別に定めるものとする。

別紙１－別表

補助対象経費

1 共通

費目	細目	内容	留意事項
事業費	サンプル取得・郵送・検査費	本事業を実施するために直接必要なサンプルの取得・郵送・検査に必要な経費	
	データ収集・処理・分析費	本事業を実施するために直接必要なデータの収集・処理・分析に必要な経費	

2 乳用牛

費目	細目	内容	留意事項
事業費	家畜等購入費	精液の購入にかかる経費	財産管理台帳を整備すること。
	凍結精液使用・管理器具購入費	凍結精液の使用・管理に必要な器具の購入にかかる経費	財産管理台帳を整備すること。
	受精卵導入費	受精卵及び性選別受精卵の導入にかかる経費	物品受払簿で管理すること。
	受精卵生産費・移植費	受精卵の生産に必要な経費及び生産した受精卵を移植する経費	

3 肉用牛

費目	細目	内容	留意事項
事業費	奨励金	枝肉成績の提供に協力する肥育生産者に対し交付する奨励金	

	新たな改良形質測定機器の購入費	新たな改良形質を測定するために必要な機器（不飽和脂肪酸を測定するための光学測定器等）の購入にかかる経費	
	生体肉質診断機器の購入費	肥育牛の出荷適期を見極めるために必要な機器（肥育牛の肉質を生体で診断するための超音波診断機器等）の購入にかかる経費	

4 豚

費目	細目	内容	留意事項
事業費	奨励金	指定交配を実施する種豚生産者に対し交付する奨励金	
	プログラム開発・改修費	種豚データ分析のためのプログラム開発・改修にかかる経費	
	データ測定機器の購入費	産肉能力に関するデータを測定するために必要な機器（体重測定器、超音波測定器等）の購入にかかる経費	財産管理台帳を整備すること。

5 鶏

費目	細目	内容	留意事項
事業費	システム導入費	始原生殖細胞（PGCs）凍結保存システムの導入にかかる経費	財産管理台帳を整備すること。

乳用牛の事業細目

実施要領別紙 1 の第 1 の 1 の乳用牛の事業細目については、次のとおりとする。

第 1 事業の内容等

事業実施主体が行う、次の取組に対する助成を行うものとする。

1 遺伝子解析情報を活用した長命連産の乳用牛の改良推進

(1) 乳用牛改良に必要な遺伝子解析

① 乳用牛を選抜するための遺伝子解析検査の実施

② ①に基づいた乳用牛の生産

(2) 乳用牛改良のために必要なデータの収集

① 乳用牛改良に必要な繁殖性・飼料給与量等の生産性データの収集

② 乳用牛改良に必要な体型調査の実施

(3) 能力評価の実施

乳用牛改良の円滑な推進を図るため、独立行政法人家畜改良センター（以下、「改良センター」という。）の技術指導の下、乳用牛の血統情報や泌乳等の各種データの集計・分析及び改良センターへのデータ提供等を行うものとする。

2 多様な育種素材の評価活用対策（特色ある優良遺伝子資源の活用のための取組）

事業実施主体は、ホルスタイン種以外（ジャージー種等）の乳用牛の受精卵導入のため、取組主体が取り組む次の事業に助成する。

① 地域における特色ある優良遺伝資源活用計画の策定及びその策定のための推進会議の開催

② ①の計画に基づき導入する受精卵及び性選別受精卵の導入

第 2 事業の要件

各事業の要件は、以下のとおりとする。

1 遺伝子解析情報を活用した長命連産の乳用牛の改良推進

(1) 第 1 の 1 の (1) の遺伝子解析検査の対象となる乳用牛は、後代検定参加種雄牛（以下、「ヤングサイア」という。）の候補となる雄子牛（以下、「候補雄子牛」という。）、候補雄子牛の父牛、候補雄子牛の母牛及びヤングサイアの娘牛を対象とする。

(2) 第 1 の 1 の (2) の①及び②については、調査する範囲は全国とし、ヤングサイアを父牛とする雌牛及びその同時期に生まれた雌牛を対象とする。

(3) 第 1 の 1 の (2) の②の体型調査の対象は、国内の家畜血統登録機関において登録された雌牛とする。

(4) 第 1 の 1 の (3) において、改良センターへ提供するデータは、ヤングサイアの遺伝的能力評価に必要な情報を含むものを対象とする。

2 多様な育種素材の評価活用対策

(1) 本事業の取組主体となる生産者集団等は、要綱別表 1 の事業実施主体の欄の 1 の

(2) の要件と同一とする。

(2) 対象となる受精卵及び性選別受精卵は、ホルスタイン種以外の乳用種であって、次に掲げる①から③を全て満たすものとする。

- ① 生産者集団等の策定する特色ある優良遺伝資源活用計画に沿って導入されたものであること。
- ② 国内又は輸出国の家畜血統登録機関において登録されている種雄牛を交配して生産されたものであること。
- ③ 国内又は輸出国の家畜血統登録機関において登録され、又は登録されることが確実であると認められる乳用雌牛から採卵されたものであること。

第3 事業評価の提出期日

実施要領別紙1の第5の2に定める事業評価報告書の提出期日は下表のとおりとする。

事業の内容	提出期日
1 遺伝子解析情報を活用した長命連産の乳用牛の改良推進	事業実施年度の翌年度の4月末まで
2 多様な育種素材の評価活用対策	事業終了年度の翌年度の4月末まで

肉用牛の事業細目

実施要領別紙 1 の第 1 の 2 の肉用牛の事業細目については、次のとおりとする。

第 1 事業の内容等

事業実施主体が行う、次の取組に対する助成を行うものとする。

1 地域固有系統の再構築等支援対策

(1) 近交係数の上昇抑制改良手法の検討

- ① 近交係数の上昇抑制改良手法の確立及び活用手法の検討をするため、専門的知見を有する学識者等で構成する検討委員会を開催する取組。
- ② ①の改良手法を確立するために必要なサンプルの収集、処理、分析等を行う取組。

(2) 地域固有系統の再構築

牛群の系統等を造成・再構築しようとする農業者集団が行う、検討会・研修会の開催、新たな系統分類手法を活用した遺伝資源等の実態調査、交配計画の作成・指導等の取組。

2 多様な種雄牛の活用促進対策

(1) 希少系統種雄牛産子肥育奨励金

多様な牛肉生産に対するニーズに即した多様な形質等を持つ種雄牛の利用を促進するため、次の①又は②のいずれかの種雄牛産子の枝肉成績の提供に協力する肥育生産者に対し、奨励金を交付する取組。

- ① 「家畜改良増殖の取組に係る検定実施方法及び基準について」（平成 18 年 6 月 23 日付け 18 生畜第 889 号農林水産省生産局畜産部畜産振興課長通知）別紙 2 の第 2 の 7 の（2）の④により選定された広域後代検定に係る共同利用種雄牛又は改良推奨牛（事業実施年度から起算して過去 3 年間に選抜されたものに限る。）
- ② 脂肪の質や系統造成など、枝肉形質（枝肉重量、胸最長筋面積、バラ厚、皮下脂肪厚、歩留基準値、脂肪交雑）以外の形質の改良等を目的に選抜された種雄牛。

3 多様な改良情報の収集・分析及び肉用牛の出荷時期早期化等対策

(1) 産肉情報基盤の強化・活用

肉用牛の改良基盤の強化に必要な遺伝的能力評価を行うため、独立行政法人家畜改良センター（以下「改良センター」という。）の技術指導の下に行う、次の①から③までの取組。

① 遺伝的能力評価情報の活用及び指導

肉用牛の遺伝的能力評価情報を活用した牛群の改良を推進するため、全国的な推進会議を開催するとともに、地域における指導活動を行う取組。

② 産肉情報基盤の強化・活用

肉用牛産肉情報の効率的な収集、蓄積、分析を行い、その結果をデータ提供した生産者等へ提供するとともに、遺伝的能力評価に必要な情報を改良センターに提供する取組。

- ③ 血統・登録情報基盤の強化・活用
血統・登録情報の効率的な収集、蓄積、分析を行い、遺伝的能力評価に必要な情報を改良センターに提供する取組。
- (2) 新たな改良形質の検討・評価
 - ① 「食味等」や「繁殖性」等、枝肉形質以外の形質等を含めた新たな評価手法を確立するため、専門的知見を有する学識者等で構成する検討委員会を開催する取組。
 - ② 新たな改良形質を測定するために必要な機器の導入、①の評価手法を確立するために必要なサンプルの収集、処理、分析等を行う取組。
- (3) 肉用牛の出荷時期早期化対策
 - ① 肥育牛の出荷適期を見極めるために必要な機器を導入する取組。
 - ② 肥育牛の出荷適期を見極めるために必要な機器の活用マニュアルの作成や技術研修会を開催する取組。

第2 事業の要件及び留意事項

各事業の要件及び留意事項は、以下のとおりとする。

1 対象となる品種等

本事業の対象となる畜種は、黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、無角和種とする。

2 地域固有系統の再構築等支援対策

(1) 第1の1の(1)の事業(近交係数の上昇抑制改良手法の検討)の要件は次に掲げるとおりとする。

- ① 事業の実施及び評価にあたっては、外部有識者に助言を求めること。
- ② 事業で収集、蓄積、分析した情報及びSNP分析のために抽出したDNAその他の収集した試料の取扱い(例：目的外の利用の禁止等)等について必要な規程を定め、適切に取り扱うこと。

(2) 第1の1の(2)の事業(地域固有系統の再構築)の要件及び留意事項は次に掲げるとおりとする。

- ① 事業の対象となる農業者集団が、次の要件を満たすこと。
 - ア 生産者(3戸以上)が構成員となっていること。
 - イ 地域の特色ある牛づくりや地域ブランド造りなど、和牛の育種改良に取り組む集団であること。
- ② 本事業の補助対象経費には、家畜購入費、受精卵導入費及び受精卵生産・移植費は含まないものとする。

3 多様な種雄牛の活用促進対策

(1) 第1の2の(1)の事業(希少系統種雄牛産子肥育奨励金)の要件は次に掲げるとおりとする。

- ① 奨励金交付対象牛を、次のいずれにも該当する牛に限ること。
 - ア 公益社団法人全国和牛登録協会が発行する子牛登記を有するものであること。
 - イ 導入月齢が生後12ヶ月齢未満であること。

- ② 奨励金交付対象牛の所有者（肥育農家）は、「肉用牛の枝肉情報の収集・利用に関する基本方針」（平成 17 年 3 月 30 日付け 16 生畜第 4391 号農林水産省生産局畜産部畜産振興課長通知）に定める協力肥育農家に限ること。

4 多様な改良情報の収集・分析及び肉用牛の出荷時期早期化等対策

- （１）第 1 の 3 の（１）の事業（産肉情報基盤の強化・活用）の要件は次に掲げるとおりとする。

- ① 事業実施主体は、本事業の成果を本事業に参加していない者に対して広く普及するための活動を行うこと。
- ② 遺伝的能力評価情報の対象とする肉用牛は、家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）第 32 条の 2 第 1 項の農林水産大臣の承認を受けた者（以下「登録団体」という。）が行う登録又は登記の対象となる肉専用種であること。
- ③ 第 1 の 3 の（１）の①の地域における指導活動の対象は、和牛改良組合等が組織されるなど、集団的かつ継続的に改良に取り組むことが確実な地域であること。また、地域における指導活動の指導者は、事業実施期間中、遺伝的能力評価情報を活用した指導を継続して行うことができる者であること。
- ④ 事業で収集、蓄積、分析した情報及び SNP 分析のために抽出した DNA その他の収集した試料の取扱い（例：目的外の利用の禁止等）等について必要な規程を定め、適切に取り扱うこと。

- （２）第 1 の 3 の（２）の事業（新たな改良形質の検討・評価）の要件は次に掲げるとおりとする。

第 1 の 3 の（２）で機器を導入した実証団体は、第 3 に定める事業評価報告書の提出期日後、引き続き新たな改良形質の評価を行い、第 1 の 3 の（２）で導入した機器により収集した測定値は、本機器の法定耐用年数が経過するまで改良センターに提供すること。

- （３）第 1 の 3 の（３）の事業（肉用牛の出荷時期早期化対策）の要件は次に掲げるとおりとする。

第 3 に定める事業評価報告書の提出期日後、第 1 の 3 の（３）の①で導入した機器を引き続き肥育牛の出荷時期の早期化のために利用すること。

第 3 事業評価の提出期日

実施要領別紙 1 の第 5 の 2 に定める事業評価報告書の提出期日は下表のとおりとする。

事業の内容	提出期日
1 第 1 の 1 及び 3 の事業	事業実施年度の翌年度の 4 月末まで 肥育終了年度の翌年度の 4 月末まで 事業実施年度の 3 年後の 4 月末まで
2 第 1 の 2 の事業	
3 第 1 の 3 の（２）のうち、新たな改良形質を測定するために必要な機器の導入した取組及び第 1 の 3 の（３）のうち①の事業	

注 1 第 1 の 2 の事業により導入した肥育牛について、事業達成状況の報告を行った

翌年度から肥育牛の全てが出荷（枝肉評価）されるまでの間、経過を毎年度報告すること。

注2 第1の3の（2）及び（3）の事業により機器を導入した場合は、事業評価報告の提出期日までの間、経過を毎年度報告すること。

豚の事業細目

実施要領別紙 1 の第 1 の 3 の豚の事業細目については、次のとおりとする。

第 1 事業の内容等

事業実施主体が行う、次の取組に対する助成を行うものとする。

1 遺伝子検査等の推進

種豚改良の精度向上及び加速化を図るため、新たに実用化された SNP 情報等を活用した改良のために必要な検討会の開催や、サンプルの収集、検査、分析、指定交配等を行う取組。

2 産肉能力の改良推進

(1) 産肉能力に関する信頼度の高いデータを収集するため、データ収集体制の構築に向けた検討会の開催や、正確なデータ測定方法の指導、得られたデータの分析等を行う取組。

(2) 種豚の飼養者が産肉能力に関するデータ測定機器を導入する取組。

第 2 事業の要件及び留意事項

各事業の要件及び留意事項は、以下のとおりとする。

1 第 1 の 1 の事業の要件及び留意事項は次に掲げるとおりとする。

(1) 検査費等の補助対象となる豚は、純粋種豚の繁殖能力、産肉能力又は肉質の改良に資するものに限ることとする。

(2) 指定交配費は、以下の要件を全て満たすものを補助対象とする。

① 指定交配を行う豚は、雌雄ともに種豚登録及び遺伝子検査が行われていることのほか、検討会（第 1 の 1 に規定する検討会をいう。以下②において同じ。）で定める条件を満たすものとする。

② 当該交配により得られた産子については、原則として全頭繁殖能力、産肉能力又は肉質に関する遺伝子検査を行い、その結果を個体の特徴と併せて速やかに検討会に報告するものとする。

③ 当該交配により得られた産子について、子豚登記を 1 頭以上行うこととする。

2 第 1 の 2 の事業の要件及び留意事項は次に掲げるとおりとする。

(1) 第 1 の 2 の (1) の取組は、純粋種豚の改良に資するものに限ることとする。

(2) 第 1 の 2 の (2) の導入

① 機械装置の導入に対する助成は、次のいずれかの方式によるものとする。

ア リース方式

事業実施主体の構成員が機械装置を借受けにより導入する場合に、当該機械装置の取得に必要な費用の一部を事業実施主体が助成する取組に対して必要な経費を補助する。

イ 購入方式

事業実施主体が機械装置を購入して構成員に貸し付ける場合に、当該機械装

置の取得に必要な費用の一部を補助する。

- ② 機械装置を導入する又は貸し付けを受ける事業実施主体の構成員は、種豚の生産・販売を行う者であって、次のいずれかに該当する者とする。

ア 豚を飼養する者（法人化しているものを除く。）

イ 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体（農事組合法人（農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 72 条の 10 第 1 項に規定する事業を行う法人をいう。））、農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定する法人をいう。）及び特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 23 条第 4 項に規定する団体をいう。）を含む。）をいう。）であって、その構成員に畜産を営む農業者を含むもの

ウ 株式会社又は持分会社であって、畜産を含む農業を主たる事業として営むもの

エ 事業協同組合又は事業協同組合連合会（定款において、畜産を含む農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。）

オ 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人（定款において、畜産を含む農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。）

カ 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）

キ 畜産を営む個人が構成員となっている任意団体であって、次の（ア）及び（イ）の要件を満たすもの

（ア）畜産を営む個人が直接の主たる構成員であること

（イ）当該団体の規約が次に掲げる事項の全てを満たしていること

a 代表者、代表権の範囲及び代表者の選任の手続が明らかにされていること

b 意思決定の機関及びその方法について定めがあり、意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと

c 導入した機械装置の利用法が公平を欠くものでないこと

d 収支計算書、会計帳簿を作成している等財務及び会計に関し必要な事項を明らかにしていること

- ③ 補助対象となる機械装置（以下「補助対象機械装置」という。）は、一般に市販されているものとし、試験研究のために製造された機械装置については、補助対象としないものとする。

- ④ 補助対象機械装置は、原則として新品とする。ただし、事業実施主体が必要と認める場合には、中古品を対象とすることができるものとする。この場合における補助対象機械装置は、その導入時において、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）から経過年数を差し引いた残存期間が 2 年以上であるものに限るものとする。

- ⑤ 国又は独立行政法人農畜産業振興機構の事業（以下「国庫補助事業等」という。）において補助金等の交付を受けている機械装置は、補助対象機械装置から除外す

る。

⑥ 機械装置の導入に当たっては、下記の事項に留意するものとする。

ア 共通

- (ア) 補助対象機械装置の選定に当たっては、過剰な投資とならないよう、飼養規模に即したものを選定するものとする。
- (イ) 補助対象機械装置の購入先の選定に当たっては、当該機械装置の希望小売価格を確認するとともに、一般競争入札を実施し、又は三者以上の業者から見積もりを提出させること等により、事業費の低減に向けた取組を行うものとする。
- (ウ) 構成員は、補助対象機械装置の性質に応じて、リース事業者等とのメンテナンス契約を締結するなど、常に良好な状態で管理し、補助対象機械装置の導入による効率的な成果の発現に努めるものとする。
- (エ) 構成員が国庫補助事業等により機械装置の導入に対する支援を受けていた実績がある場合は、法定耐用年数の期間内における当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。
- (オ) 補助対象機械装置は法定耐用年数以上利用するものとする。
- (カ) 構成員は、補助対象機械装置について、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に確実に加入するものとする。
- (キ) 構成員は、補助対象機械装置の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、補助対象機械装置の管理運営日誌又は利用簿等を適宜作成し、整備保存するものとする。
- (ク) 構成員は、天災その他の災害により、交付対象事業が予定の期間内に完了せず、又は交付対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその旨を事業実施主体に報告し、その指示を受けるものとする。

なお、報告に当たっては、災害の種類、被災年月日、被災時の工事進捗度、被災程度、復旧見込額又は防災、復旧措置等を明らかにした上で被災写真を添付するものとする。

また、事業実施主体は、必要がある場合は、現地調査を実施し、報告事項の確認を行うものとする。

- (ケ) 構成員は、補助対象機械装置について、処分制限期間内に天災その他の災害を受けたときは、直ちに事業実施主体に報告するものとする。

事業実施主体は、当該報告を受けたときは、当該機械装置の被害状況を調査確認し、遅滞なく、調査の概要、対応措置等を付し、農林水産大臣に報告するものとする。

なお、事業実施主体が、当該機械装置の復旧が不可能であると判断した場合にあっては、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知）の定めるところにより、農林水産大臣に報告を行い、その確認を受けるものとする。

イ リース方式の場合

(ア) 貸付期間

補助対象機械装置の貸付期間は、次のいずれかの方法により定めるものとする。

a 貸付期間終了後に補助対象機械装置の所有権を構成員に移転する場合

リース事業者が貸付期間終了後に補助対象機械装置の所有権を構成員に移転する場合の補助対象機械装置の貸付期間は、法定耐用年数（中古品の場合は、法定耐用年数から経過年数を差し引いた残存期間。以下 a 及び b において同じ。）の 70%（法定耐用年数が 10 年以上のものは法定耐用年数の 60%）以上（1 年以上の場合に限ることとし、1 年未満の端数は切り捨てる。）かつ法定耐用年数以下であって、構成員とリース事業者が合意した期間とする。なお、貸付期間が法定耐用年数未満である場合は、構成員に所有権が移転された後、構成員において財産管理台帳を整備し、これを保管するものとする。

b 貸付期間終了後に補助対象機械装置の所有権を移転しない場合

補助対象機械装置の貸付期間は、法定耐用年数とする。なお、貸付期間終了後の補助対象機械装置の取扱いについては、再リース又は第三者への譲渡により引き続き効率的に利用するよう努めるものとする。また、再リースを行う場合にあっては、補助対象機械装置の購入に要する経費の一部が補助されることから、この事業の趣旨を踏まえ、再リース料を設定するよう、事業実施主体がリース事業者を指導するものとする。

(イ) 貸付期間終了後の補助対象機械装置の所有権の移転

リース事業者は、補助対象機械装置について、（ア）に基づく貸付期間終了後の適正な譲渡額を構成員との間で、あらかじめ設定していた場合において、当該貸付期間が終了したときは、当該譲渡額により、構成員に当該機械装置の所有権を移転することができる。

(ウ) 途中解約の禁止

構成員は、貸付期間中のリース契約を解約できないものとする。ただし、やむを得ず貸付期間中にリース契約を解約する場合は、未経過期間に係る貸付料相当額を解約金として構成員がリース事業者に支払うものとする。

(エ) 貸付料の基準

貸付料は、基本貸付料、附加貸付料等並びに消費税及び地方消費税からなるものとする。なお、基本貸付料、附加貸付料等については次のとおりとする。

a 基本貸付料

基本貸付料は、補助対象機械装置の取得価額（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）から補助金額及び譲渡額を控除して得た額を当該機械装置の貸付期間で除して得た額とする。

b 附加貸付料等

附加貸付料等は、リース契約締結時においてリース事業者が別に定める額とする。ただし、リース事業者は、附加貸付料等を定めるに当たり、当該機械装置の購入に要する経費の一部が補助されることから、資金調達にかかる金利相当分を低減するなど、この事業の趣旨を踏まえ、極力、低廉な額とするよう努めるものとする。

(オ) 契約書類等の提出

a リース事業者は、リース契約の内容に当該機械装置の取得価額と補助金額を明記するものとする。

b 構成員は、リース事業者とリース契約を締結した場合、速やかにその契約に係る書類の写しを事業実施主体に提出するものとする。

ウ 購入方式の場合

(ア) 事業実施主体は、構成員に対して、本事業で導入した補助対象機械装置を貸し付け、又は、一定期間（原則として事業実施期間以上の期間）経過後に構成員に無償譲渡することを予定して貸し付けるものとする。

(イ) 事業実施主体は、補助対象機械装置を構成員に貸し付ける場合は、当該構成員との間で、貸借期間、目的外使用の禁止、当該補助対象機械装置を使用して得られたデータ等の事業実施主体への提供義務等の事項を内容とする賃貸借契約又は使用貸借契約を、書面をもって締結することとする。

(ウ) 器具の貸借に伴って構成員が事業実施主体への賃料支払義務を負うこととする場合は、賃貸借契約書中に賃料の額並びに支払の期限及び方法を明記することとし、賃料額は、1年当たり、原則として「（事業実施主体負担額（事業費－補助金）／当該器具の耐用年数）＋年間管理費」により算出される額を超えないように定めることとする。

⑦ 導入した機械装置により収集するデータは独立行政法人家畜改良センター等が実施する遺伝的能力評価等に資するデータとし、得られたデータは一般社団法人日本養豚協会へ提供するものとする。

⑧ 第3に定める事業評価報告書の提出期日後、引き続き産肉形質の改良のために利用すること。

⑨ 事業実施主体は、構成員又はリース事業者から、補助対象機械装置の処分制限期間中、当該機械装置の利用状況について報告を受け、その状況を把握するとともに、次に掲げる事由のいずれかに該当することが明らかになった場合において、このことに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認めるときは、構成員又はリース事業者に対して補助金の全部又は一部の返還を命じることができるものとする。

ア リース契約を解約したとき

イ 構成員が経営を中止したとき

ウ 導入した当該機械装置が滅失したとき

エ 申請書等に虚偽の記載をしたとき

オ リース契約に定められた契約内容に明らかに合致しないとき

カ 交付等要綱及び本要領等に定める変更の届出、報告等を怠ったとき

第3 事業評価の提出期日

実施要領の別紙1の第5の2に定める事業評価報告書の提出期日は下表のとおりとする。

事業の内容	提出期日
1 第1の1及び2の(1)の事業	成果目標設定年度の翌年度の4月末日まで
2 第1の2の(2)の事業	事業実施年度の3年後の4月末日まで

注 第1の2の(2)の事業により機器を導入した場合は、事業評価報告の提出期日までの間、経過を毎年度報告すること。

鶏の事業細目

実施要領別紙 1 の第 1 の 4 の鶏の事業細目については、次のとおりとする。

第 1 事業の内容等

事業実施主体が行う、次の取組に対する助成を行うものとする。

1 始原生殖細胞（PGCs）の凍結保存等技術の習得及び普及

（1）技術習得の推進

改良増殖を重ねてきた地鶏等の近交係数の上昇を抑制し生産性を回復させることや、高病原性鳥インフルエンザにより改良してきた系統が全て殺処分されても再生（遺伝資源の再生）を可能とする始原生殖細胞（PGCs）の凍結保存等技術について、実技指導等の技術習得に必要な技術者養成研修会を開催する取組。

（2）技術普及の推進

始原生殖細胞（PGCs）の凍結保存等技術を広く普及するため、（1）の技術者養成研修会に参加した技術習得者による改良現場の養鶏関係者を対象としたセミナーを開催する取組。

2 始原生殖細胞（PGCs）の凍結保存等技術を導入及び推進する取組

遺伝資源の安定的かつ持続的なリスク管理を定着させるため、種鶏の始原生殖細胞（PGCs）凍結保存に必要なシステムを導入する取組。

第 2 事業の要件及び留意事項

各事業の要件及び留意事項は、以下のとおりとする。

1 始原生殖細胞（PGCs）の凍結保存等技術の習得及び普及

（1）本事業の事業実施主体は、要綱別表 1 の事業実施主体の欄の 1 の（3）の要件と同一とする。

（2）本事業の事業実施主体は、第 1 の 1 の全ての事業を実施するものとする。

（3）第 1 の 1 の（1）及び（2）の事業の補助対象は、種鶏の産卵性又は増体性等の改良に資するものに限ることとする。

（4）第 1 の 1 の（1）の事業における技術者養成研修会に参加できる研修生は、始原生殖細胞（PGCs）を活用した改良体制の構築に取り組む都道府県等から原則各 1 名とし、第 1 の 2 の事業の事業実施主体からの参加者を優先するものとする。

（5）第 1 の 1 の（1）の事業における技術者養成研修会に必要な補助を受けて導入した機材等は、取扱い（例：目的外の利用の禁止等）等について必要な規定を定め、始原生殖細胞（PGCs）の凍結保存等技術の普及のために使用するものとする。

2 始原生殖細胞（PGCs）の凍結保存等技術を導入及び推進する取組

（1）本事業の事業実施主体は、要綱別表 1 の事業実施主体の欄の 1 の（3）の要件と同一とする。

（2）第 1 の 2 の事業の補助対象は、始原生殖細胞（PGCs）を用いた凍結保存に必要なシステムとして導入した機材等であり、種鶏の産卵性又は増体性等の改良に資

- するものに限ることとするが、家畜購入費及び受精卵導入費は含まないものとする。
- (3) 補助を受けて導入した始原生殖細胞（PGCs）凍結保存システムの機材等は、取扱い（例：目的外の利用の禁止等）等について必要な規定を定め、始原生殖細胞（PGCs）を活用して事業実施主体が保有する遺伝資源のリスク管理及び改良増殖を行うために使用するものとする。
- (4) 本事業で収集、蓄積、分析した情報及び抽出した始原生殖細胞（PGCs）等試料の取扱い（例：目的外の利用の禁止等）等について、必要な規定を定め、適切に取り扱うこと。
- (5) 本事業の事業実施主体は、第1の1の(2)のセミナーにおいて、本事業に参加していない者に対し、始原生殖細胞（PGCs）の凍結保存等による近交係数の上昇抑制及び遺伝資源再生に係る取組を普及するための講義を実施すること。また、講義の実施に当たっては、必要な機器や会場等の選定、講義内容の検討等、セミナー開催に向け第1の1の事業実施主体と協力して取り組むこと。

第3 事業評価の提出期日

実施要領別紙1の第5の2に定める事業評価報告書の提出期日は、下表のとおりとする。

事業の内容	提出期日
第1の1及び2の事業	事業実施年度の翌年度の4月末まで

別紙1様式第1号（共通）（第3の1関係）

〇〇年度畜産生産力・生産体制強化対策事業実施計画書
（家畜能力等向上強化推進）

1 事業の種類

--

（注）要綱別表1の「事業内容」を記載すること。

2 事業の目的（変更理由）

--

3 事業実施方針

--

（注）事業実施に当たっての基本的な方針、業務推進体制等を記載すること。

4 総括表

事業内容	事業費	負担区分		備考
		国庫補助金	事業実施主体	
	円	円	円	

（注）事業内容欄は、要綱別表1の「事業内容」ごとに、実施する取組の内容を具体的に
記載すること。

5 取組により期待される効果（成果目標）

成果目標	検証方法	事業実施効果
現 状 値：（ 年度）		
目 標 値：（ 年度）		

（注）1 成果目標の欄は、定量的な指標を設定すること。

2 検証方法の欄は、目標値を具体的に検証する手法を記載すること。

6 事業実施予定期間

年 月 日 ～ 年 月 日

別添 1－①（乳用牛関係）

〇〇年度畜産生産力・生産体制強化対策事業実施計画書
（乳用牛のうち「遺伝子解析情報を活用した長命連産の乳用牛の改良推進」）

1 事業実施計画（又は実績）

（1）遺伝子解析情報を活用した長命連産の乳用牛の改良推進計画（又は実績）

評価方法	評価頭数	選抜基準	選抜頭数	備考

（2）乳用牛改良に必要なデータの収集計画（又は実績）

① 乳用牛改良に必要な繁殖性・飼料給与量等の生産性データの収集計画（又は実績）

方法	内容	積算根拠	事業費	補助金	備考
合計					

（注） 積算根拠は、旅費規程等可能な限り定められた単価を用いて記述すること。

② 乳用牛改良に必要な体型調査の実施計画（又は実績）

調査方法	調査内容	調査頭数	調査時期	備考

（注） 各県ごとの調査計画頭数（又は実績）を添付すること。

（3）能力評価の実施計画（又は実績）

集計、情報提供項目	集計、情報提供内容	備考

別添 1－②（乳用牛関係）

〇〇年度畜産生産力・生産体制強化対策事業実施計画書
（乳用牛のうち「多様な育種素材の評価活用対策」）

1. 優良遺伝資源活用推進会議の開催計画（又は実績）（単位：円）

回数	開催時期	場所	参集人数	内容	積算根拠	事業費	補助金	備考
合 計								

（注）積算根拠は、旅費規程等可能な限り定められた単価を用いて記述すること。

2. 優良受精卵等の導入計画（又は実績）

（1）優良受精卵の導入（単位：円）

方法	内容	個数	導入の理由	導入の効果	積算根拠	事業費	補助金	備考
合 計								

（注）1 積算根拠は、受精卵の個数、納入単価、消費税を供卵牛 1 頭ごとに個体識別番号（輸入受精卵であつては登録番号）とともに記述すること。

2 事業費は、受精卵の納入価格、消費税の合計額を記載すること。

3 補助金は、受精卵 1 個当たりの納入価格の 1 / 2 と 50,000 円のいずれか低い額を記載すること。

4 備考欄に、供卵牛の品種、交配種雄牛の品種及び略号を記載すること。

（2）性選別優良受精卵の導入（単位：円）

方法	内容	個数	導入の理由	導入の効果	積算根拠	事業費	補助金	備考
合 計								

（注）1 積算根拠は、受精卵の個数、納入単価、消費税を供卵牛 1 頭ごとに個体識別番号（輸入受精卵であつては登録番号）とともに記述すること。

2 事業費は、受精卵の納入価格、消費税の合計額を記載すること。

3 補助金は、受精卵 1 個当たりの納入価格の 1 / 2 と 65,000 円のいずれか低い額を記載すること。

4 備考欄に、供卵牛の品種、交配種雄牛の品種及び略号を記載すること。

3. その他

(1) みどりのチェックシートの実践

- ・全ての本事業の受益者から「みどりのチェックシート（畜産）」を徴収し、その内容を確認した場合は、右の□に✓を記入

☐

(2) 厚生年金及び健康保険への加入状況

- ・本事業の受益者の加入状況について確認した場合は、右の□に✓を記入（法人のみ）

☐

(3) 配合飼料価格安定制度への加入状況

- ・全ての本事業の受益者の加入状況について確認した場合は、右の□に✓を記入

☐

※3の（1）～（3）は、実績報告書の提出時のみ記入すること。

※3の（2）は、受益者に法人がない場合は削除すること。

別添1－③（肉用牛関係）

〇〇年度畜産生産力・生産体制強化対策事業実施計画書
（肉用牛のうち「地域固有系統の再構築等支援対策」）

1 近交係数上昇抑制改良手法の検討

（1）検討委員会の開催計画（又は実績）

時期	場所	内容	備考

（2）サンプルの採材・解析の計画（又は実績）

時期	項目	方法	内容	備考

（3）解析システムの開発・整備計画（又は実績）

時期	区分	内容	備考

2 地域固有系統の再構築支援

（1）地域検討会等の開催計画（又は実績）

時期	場所	内容	備考

（2）系統分類手法確立・活用手法の実施計画（又は実績）

時期	項目	方法	内容	備考

別添 1－④（肉用牛関係）

〇〇年度畜産生産力・生産体制強化対策事業実施計画書
（肉用牛のうち「多様な種雄牛の活用促進対策（希少系統種雄牛産子肥育奨励金）」）

1 希少系統種雄牛産子肥育素牛の導入計画（又は実績）

時期	父牛名号	性別	頭数	奨励金額	備考
合計					

（注） 1 奨励金額は、20 千円／頭以内とすること。

2 事業実施主体は、肥育牛を導入する者が、実施要領別紙 1－2 の第 2 の 3 の（1）の②の協力肥育農家であることを確認すること。

2 出荷予定年月

年 月 ～ 年 月

3 その他

（1）環境負荷低減に向けた取組強化

- 全ての奨励金交付対象牛の所有者から「みどりのチェックシート（畜産）」又は「環境負荷軽減のクロスコンプライアンス チェックシート」を徴収し、その内容を確認した場合は、右の□に✓を記入

☐

（2）厚生年金及び健康保険への加入状況

- 全ての奨励金交付対象牛の所有者の加入状況について確認した場合は、右の□に✓を記入（法人のみ）

☐

（3）配合飼料価格安定制度への加入状況

- 全ての奨励金交付対象牛の所有者の加入状況について確認した場合は、右の□に✓を記入

☐

※ 3 の（1）から（3）は、実績報告書の提出時のみ記入すること。※ 3 の（2）は、受益者に法人がない場合は削除すること。

4 添付資料

※ 実施要領別紙 1－2 の第 1 の 2 の (1) の②により選抜された種雄牛である場合は、選抜理由を証明する書類を添付すること。

(注) 「達成状況報告書」(別記様式 1 号)を提出する際は、本様式(実績)に加え、添付資料として、

- ① 肥育素牛の飼養者のリスト(肥育者名称及び肥育者コード、所在地、備考を記した一覧)
- ② ①の肥育者毎の導入牛リスト(種雄牛名号、個体識別番号、生年月日、性別、導入年月日、備考を記した一覧)
- ③ 導入牛の子牛登記書の写しを添付すること。

別添 1－⑤（肉用牛関係）

〇〇年度畜産生産力・生産体制強化対策事業実施計画書
（肉用牛のうち「多様な改良情報の収集・分析等対策（産肉情報基盤の強化・活用）」）

1 検討委員会の開催計画（又は実績）

時期	場所	参集範囲	内容	備考

2 産肉情報基盤強化・活用事業の実施計画（又は実績）

（1）枝肉格付情報の収集・分析計画（又は実績）

時期	項目	方法	内容	備 考

（2）血統情報の収集・分析計画（又は実績）

時期	項目	方法	内容	備 考

（3）産肉情報にかかるシステムの開発・整備計画（又は実績）

時期	区分	内容	備 考

別添 1－⑥（肉用牛関係）

〇〇年度畜産生産力・生産体制強化対策事業実施計画書
 （肉用牛のうち「多様な改良情報の収集・分析等対策（新たな改良形質の検討・評価）」）

1 検討委員会の開催計画（又は実績）

時期	場所	参集範囲	内容	備考

2 新たな改良形質測定機器の導入（又は実績）

時期	導入機器	取組内容	備 考

3 サンプルの採材・解析の計画（又は実績）

時期	項目	方法	内容	備 考

4 システムの開発・整備計画（又は実績）

時期	区分	内容	備 考

別添 1－⑦（肉用牛関係）

〇〇年度畜産生産力・生産体制強化対策事業実施計画書
（肉用牛のうち「多様な改良情報の収集・分析等対策（肥育牛の出荷時期早期化対策）」）

1 生体肉質診断機器の導入計画（又は実績）

時期	導入機器	取組内容	備考

2 機器活用マニュアルの策定計画（又は実績）

時期	場所	参集範囲	取組内容	備考

（注）マニュアル策定にあたり必要となる検討委員会、現地検討会、普及活動等の実施計画（又は実績）を記載すること。

3 技術研修会の開催計画（又は実績）

回数	時期	場所	研修対象者 及び人数	取組内容	備考

別添 1－⑧（豚関係）

〇〇年度畜産生産力・生産体制強化対策事業実施計画書
（豚のうち「遺伝子検査等の推進」）

1 事業実施主体名、代表者、連絡先（電話番号、住所等）

2 事業実施主体の概要

構成員数：（ ）人

子取り用雌豚の総飼養頭数：（ ）頭

前年度出荷総頭数（実績）：（ ）頭

3 事業参加者の概要

事業参加者名	住 所	飼 養 状 況			前年度純粋種豚	
		品 種	純粋種豚 (頭)		出荷頭数 (実績) (頭)	
			雄	雌	雄	雌
計 (人)						

（注） 1 「事業参加者名」欄には、農業協同組合、農業協同組合連合会、中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づく事業協同組合、公社（地方公共団体等が構成する法人をいう。）並びに畜産業の振興に資する事業を行う一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人にあっては、検査実施者を記載すること。

2 「純粋種豚」のうち「雄」は、生後 10 カ月以上で、種付けを目的として飼養している純粋種雄豚とする。

3 「純粋種豚」のうち「雌」は、生後 6 カ月以上で、子豚を生産することを目的として飼養している純粋種雌豚とする。

4 一構成員が複数品種を飼養する場合は、品種ごとに記入すること。

4 SNP 検査等の計画（又は実績）

構成員名	費用項目	検査等の 対象形質	員数	事業費 （円）	備考	
					補助金	自己負担額
計 （ 人）						

（注） 1 「備考」欄には、実績報告の際は、費用項目ごとに検査等に当たった者又は組織名を記載すること。

2 構成員ごとに記入すること。

- 3 実績報告書の提出時には、指定交配に使用した導入精液の精液証明書、人工授精に使用された日が分かる書類等の写し（人工授精記録台帳の写し等）、指定交配により得られた産子の一般社団法人日本養豚協会が発行する子豚登記証明書又は種豚登録証明書の写しを添付すること。

5 SNP 検査の活用計画（又は実績）

現在の課題	本事業成果の活用方針

（注）豚改良に係る現状の課題とそれに対して本事業でどのように取り組み、具体的な対策を講じるか課題別に記入すること。

6 遺伝子検査等の推進に係る検討会の開催

（１）検討会名、担当者、連絡先（電話番号、住所等）

（２）検討会の目的、検討事項

（３）検討会の開催計画（又は実績）

開催時期	場 所	検討事項等	備考

（注）「検討事項等」の欄には、検討、調整が必要な事項等を具体的に記載すること。

7 添付資料

別添 1－⑨（豚関係）

〇〇年度度畜産生産力・生産体制強化対策事業実施計画書
（豚のうち「産肉能力の改良推進」）

1 事業実施主体名、代表者、連絡先（電話番号、住所等）

2 事業実施主体の概要

構成員数：（ ）人

子取り用雌豚の総飼養頭数：（ ）頭

前年度出荷総頭数（実績）：（ ）頭

3 検討委員会名、担当者、連絡先（電話番号、住所等）

4 検討委員会の目的、検討事項

5 検討委員会の開催計画（又は実績）

開催時期	場 所	検討事項等	備考

（注）「検討事項等」の欄には、検討、調整が必要な事項等を具体的に記載すること。

6 産肉能力データ測定機器の導入計画（又は実績）

導入構成員名	導入機器	導入数 （台）	事業費			備考
			（円）	補助金	自己負担額	
	計 （ 人）					

（注）一導入構成員が産肉能力データ測定機器の複数台導入を予定している場合、その理由を「備考」欄に記載すること。

7. その他

（1）環境負荷低減に向けた取組強化

- ・本事業の受益者から「みどりのチェックシート（畜産）」又は「環境負荷軽減のクロスコンプライアンス チェックシート」を徴収し、その内容を確認した場合は、右の□に✓を記入

☐

（2）厚生年金及び健康保険への加入状況

☐

- ・ 本事業の受益者の加入状況について確認した場合は、右の□に✓を記入（法人のみ）

（３） 配合飼料価格安定制度への加入状況

- ・ 本事業の受益者の加入状況について確認した場合は、右の□に✓を記入

☐

※ ７の（１）～（３）は、実績報告書の提出時のみ記入すること。

※ ７の（２）は、受益者に法人がない場合は削除すること。

８ 添付資料

別添 1－⑩（鶏関係）

〇〇年度畜産生産力・生産体制強化対策事業実施計画書
（鶏のうち「始原生殖細胞（PGCs）の凍結保存等技術の習得及び普及」）

1 事業実施主体名、代表者、連絡先（住所、電話番号等）

2 事業実施主体の概要

事務局代表者：

会計責任者：

（協議会の場合のみ）構成する組織、団体、共同機関名：

3 技術者養成研修会及びセミナー開催計画

	開催時期	場 所	成果目標の具体的な内容	備考
技術者養成 研修会				
セミナー				

（注）「成果目標の具体的な内容」の欄には、検討、調整が必要な事項等を具体的に記載すること。

4 技術者養成研修会のための機材等導入計画

品名	導入数 (台)	事業費 (円)	備考
計			

5 添付資料（添付しない書類名は削除すること）

定款、寄付行為等主に営む事業内容が確認できる書類及び収支予算（又は収支決算）

別添 1－⑪（鶏関係）

〇〇年度畜産生産力・生産体制強化対策事業実施計画書
 （鶏のうち「始原生殖細胞（PGCs）の凍結保存等技術を導入及び推進する取組」）

1 事業実施主体名、代表者、連絡先（住所、電話番号等）

2 事業実施主体の概要

事務局代表者：

会計責任者：

（協議会の場合のみ）構成する組織、団体、共同機関名：

3 成果目標の具体的な内容

--

（注） 1 一事業参加者が複数品種で始原生殖細胞（PGCs）を活用する場合は、品種ごとに記入すること。

2 実施要領別紙 1－4 の第 1 の（2）の事業のセミナーに参加し、本事業に参加していない者に対して技術普及する活動を記載すること。

4 始原生殖細胞（PGCs）の適切な管理計画

現状	本事業実施後

（注）一事業参加者が複数品種で始原生殖細胞（PGCs）を導入する場合は、品種ごとに記入すること。

5 始原生殖細胞（PGCs）凍結保存システム導入計画

品名	個数	単価 （円）	事業費 （円）	補助金	自己負担額
計					

6 鶏改良推進計画

現状の課題	本事業での具体化策

（注）事業参加者における鶏改良及び生産体制に係る現状の課題と、本事業に取り組むことになる具体的な対策の方向性について記入すること。

7 添付資料（添付しない書類名は削除すること）

定款、寄付行為等主に営む事業内容が確認できる書類及び収支予算（又は収支決算）

別紙1様式第2号（共通）（第5の2関係）

〇〇年度事業評価報告書
(家畜能力等向上強化推進)

1 事業の種類

--

(注) 実施要綱別表の「事業内容」を記載すること。

2 事業の内容

--

3 事業実施期間

事業開始年月日	事業終了年月日	備 考
年 月 日	年 月 日	

4 成果目標の達成状況

成果目標	実績値	成果の達成状況
現 状 値：（ 年度）		
目 標 値：（ 年度）		
その他効果：		
所 見：		

- (注) 1 その他効果欄は、成果目標以外の事業効果等について記載する。
2 所見欄は、本事業の総合的な評価等を記載する。また、達成状況が低い場合の改善方法等を記載する。

別添2－①（乳用牛関係）

〇〇年度畜産生産力・生産体制強化対策事業評価報告書
（家畜能力等向上強化推進のうち多様な育種素材の評価活用対策）

導入受精卵等管理台帳

検定組合等名：
担当技術者名：

1 優良受精卵の導入

品種	導入元	供卵牛		交配種雄牛		受精卵 証明書 番号	受卵牛				産子			備 考
		名号	登録番号	名号	登録番号		移植年 月 日	個体識別 番号	飼養 者	妊否	生年 月日	性別	個体識別 番号	
	〇〇県													
	〇〇国													

（注）流産、死産等についてはその旨を備考に記載すること。

流産あるいは死産の場合であっても、できるだけ性別は確認し記載すること。

輸入受精卵の場合には、供卵牛の個体識別番号の欄には海外産供卵牛の血統登録番号を記載すること。

検定組合等名：
担当技術者名：

2 優良性選別受精卵の導入

品種	導入元	供卵牛		交配種雄牛		受精卵 証明書 番号	受卵牛				産子			備 考
		名号	登録番号	名号	登録番号		移植年 月 日	個体識別 番号	飼養 者	妊否	生年 月日	性別	個体識別 番号	
	〇〇県													
	〇〇国													

（注）流産、死産等についてはその旨を備考に記載すること。

流産あるいは死産の場合であっても、できるだけ性別は確認し記載すること。

輸入受精卵の場合には、供卵牛の個体識別番号の欄には海外産供卵牛の血統登録番号を記載すること。

別添 2－②（肉用牛関係）

〇〇年度畜産生産力・生産体制強化対策事業評価報告書
（家畜能力等向上強化推進のうち希少系統種雄牛産子肥育奨励金）

1 希少系統種雄牛産子肥育素牛の出荷状況

種雄牛名号						
肥育者名称	個体識別番号	生年月日	性別	と畜年月日	と畜月齢	備 考
出荷頭数： 頭 肥 育 中： 頭 合 計： 頭				出荷終了予定年月 年 月 予定		

注意 1 本表は種雄牛ごとに作成すること。

2 と畜年月日及びと畜月齢は、と畜した牛について記入し、肥育中の牛は空欄とすること。

2 所見・評価

--

※ 全ての出荷が終了した後、当該希少系統種雄牛の所見・評価等を記入すること。

3 添付資料

※ と畜牛の牛枝肉格付明細書枝肉明細書を添付すること。

別添 2－③（肉用牛関係）

〇〇年度畜産生産力・生産体制強化対策事業評価報告書
（家畜能力等向上強化推進のうち新たな改良形質の検討・評価）

1 導入機器の使用状況

実証団体名	導入機器による 測定値数	測定結果の概要	備考

2 所見・評価

--

別添 2－④（肉用牛関係）

〇〇年度畜産生産力・生産体制強化対策事業評価報告書
（家畜能力等向上強化推進のうち肉用牛の出荷時期早期化対策）

1 肥育牛の出荷時期早期化の状況

導入箇所名（ ）

	導入前年度 （ 年度）	導入年度 （ 年度）	導入 1 年後 （ 年度）	導入 2 年後 （ 年度）	備考
測定実施農家 戸数					
測定実施頭数					
出荷頭数					
平均出荷月齢					

（注） 1 本表は導入箇所ごとに作成すること。

2 測定実施頭数、出荷頭数及び平均出荷月齢は、測定実施農家における肥育牛を集計の対象とすること。また、測定頭数は実頭数とすること。

2 所見・評価

--

（注） 1 導入箇所ごとに記入すること。

2 機器導入による出荷時期早期化の状況に関する所見・評価に加えて、機器の活用方法や測定対象とした肥育牛の考え方、本事業以外の出荷時期早期化に向けた取組等についても具体的に記入すること。

別添 2－⑤（豚関係）

〇〇年度畜産生産力・生産体制強化対策事業評価報告書
（家畜能力等向上強化推進のうち豚）

1 導入機器の使用状況

事業参加者名	導入機器による 測定値数	測定結果の概要	備考

2 評価・所見

--